

令和3年9月9日 議会運営委員会 議事録
9時30分 開会

○出席委員 (5人)

委員長 山崎 年一
副委員長 北地 範久
委員 藤川 和弘、小田上 尚典、日域 究
議長 賀屋 幸治
副議長 網谷 芳孝

○欠席委員 (1人)

委員 児玉 朋也

○山崎委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

なお、児玉委員より欠席届が出ておりますので、よろしくお願いします。

それでは初めに執行部から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

総務部長。

○中村総務部長 おはようございます。

先日配付いたしました議案の中で、1点訂正がございましたので、お願いをいたします。
議案第50号大竹市認定こども園設置条例の制定についてでございます。

この議案中、第6条のところでございます。開園時間についてでございますけれども、認定こども園の開園時間は午前7時から午後7時までとするとなっておりますけれども、開始時間に誤りがございました。

開始時間は午前7時30分からとなっております。こちらの訂正をよろしくお願いをいたします。

確認不足で大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○山崎委員長 ただいま執行部から修正の説明がありました。よろしくお願いをいたします。

それでは、議事日程にしたがいまして、議事を進めてまいります。

日程第1、議案の提出についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 それでは、大竹市議会会議規則の一部改正について及び、大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について、概要を御説明いたします。

初めに、大竹市議会会議規則の一部改正についてでございます。

新旧対照表を御覧ください。

全国市議会議長会の標準市議会会議規則において、女性を初めとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境を整備する観点から、議員として活動するに当たっての制約要因を解消するため、本会議や委員会への欠席事由として、育児・看護・介護等が明文化さ

れるとともに、出産について産前産後期間にも考慮した規定を整備されたほか、行政手続において、原則として押印を廃止する政府の動向を踏まえ、市議会に対する請願への署名・押印の見直しがされたことに伴いまして、同様に本市議会の会議規則第2条、第91条及び第139条を改めるものでございます。

また、本市におきましては、令和元年9月定例会からタブレット端末を本格運用することとしておりますので、情報通信機器の使用について、新たに第152条の2を加えるものでございます。

施行期日は公布の日としております。

続きまして、大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらも新旧対照表を御覧ください。

大竹市議会会議規則第2条及び第91条の一部を改正することに伴いまして、出産を事由として議員活動を長期間休止する欠席の届け出がされた場合、議員報酬等の減額の適用を除外するよう、第5条を改めるものでございます。

こちらの施行期日も公布の日としております。

また、本2件につきましては、議会運営委員会からの提出ということで考えております。以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から説明がありました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑はないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

本件につきましては、本委員会からの提出ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしでございますので、そのように決定をいたしました。

それでは、続いて、本件の取り扱いにつきまして、事務局の説明をお願いいたします。局長。

○三上議会事務局長 それでは、議案の取り扱いにつきまして事務局案を御説明申し上げます。

1件目の大竹市議会会議規則の一部改正については議案第58号、2件目の大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正については議案第59号といたしまして、本日この後10時から開会の本会議、または会議の進捗によりましては予備日の明日10日に開かれます本会議におきまして上程後、提案理由の説明を受け、即決と考えております。

なお、ただいま議会運営委員会提案ということで決定いただきましたので、提出者は議会運営委員会の委員長名ということになるかと思います。

以上でございます。

○山崎委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑はないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程第2、関係規則等の一部改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○三上議会事務局長 それでは、関係規則等の一部改正について御説明いたします。

まず、1件目の、大竹市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正について御説明いたします。

平成26年10月7日開催の決算特別委員会におきまして、交付された政務活動費の残額を返還いただく際の様式の一文に、返還を命じますとあることについて適切でないとの指摘に伴いまして、政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条及び同条に係る様式を改めるものでございます。

併せまして、押印見直しに伴いまして、様式の印を削除するものでございます。

なお、本規則は市長部局所管の規則のため、改正について承認をいただきましたら、市長部局へ改正を依頼することになります。

続きまして、2件目の大竹市議会情報通信機器使用要領の様式の一部改正についてから、4件目の押印見直しに係る様式についてまでの3件につきましては関連がございますので、一括して御説明いたします。

本市議会が使用している様式の多くは、全国市議会議長会が定める市議会書式例を使用しております。

このたび全国市議会議長会では、議会が扱う文書の書式について押印の見直しを行い、全国市議会議長会が定める市議会書式例を改正しております。

全国市議会議長会が定める市議会書式例につきましては、本市のほうで改正等の手続の必要はありませんが、本市が独自に制定している規程や要領等で定めている様式等につきましては、改正の手続が必要になります。そのため、大竹市議会情報通信機器使用要領及び大竹市議会図書室規程の一部を改正するものでございます。

改正内容は、様式中の押印欄、㊟を削除するものでございます。

なお、このたびの改正に伴いまして、大竹市議会情報通信機器使用要領の第3条第1項第9号の議会改革調査会は、現在ございませんので、削除しております。

今後、調査会等が設置されましたら、その他議長が定める会議等での運用を考えております。

また、条文につきまして別紙のとおり字句の修正をしております。こちらは御承認いただきましたらすぐ改正できるよう準備を進めております。

最後に、様式はサイドボックスに掲載をいたしますが、データを必要とされる方はUSBメモリを事務局まで御持参ください。

続きまして、5件目の議会運営の慣例及び申し合わせ事項について御説明いたします。

先ほど御説明いたしました大竹市議会会議規則の一部改正において、第152条の2、情報通信機器の使用についての条文を加えたことにより、議会運営の慣例及び申し合わせ事項のⅣ、一般質問及びその他の発言、(2)一般質問における参考資料の配付及び掲示について、今後、情報通信機器を使用して資料を配信する場合におきましては、資料の提出物を10部とし、併せて期日までにデータを議会事務局へ提出していただくよう、新たな⑦を加え、以下番号が繰り下がることとなります。

情報通信機器により資料の配付をされる場合、今までと同様に、議長または委員長の許可を得てください。

続きまして、大竹市議会議員報酬等の特例に関する条例についての申し合わせ事項でございます。

押印の見直しに伴いまして、議員活動休止届及び再開届につきましては、個人の権利義務の基礎となる手続であることから、全国市議会議長会の書式に準じ、単に押印を廃止するのではなく、署名または記名押印に改めるものでございます。

また、Ⅰ、会議等の定義の(5)議会改革調査会は、先ほども御説明いたしましたが現在ございませんので、削り、今後、調査会等が設置された場合等を考慮いたしまして、(6)その他議長が定める会議等を加えるものでございます。

こちらも、御承認いただきましたら、すぐ改正できるよう準備を進めております。

以上で説明を終わります。

○山崎委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 質疑はないようです。

それでは、お諮りいたします。

本5件について、事務局の説明のとおり一部改正等を行うことと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、日程は終了いたしました。

これにて議会運営委員会を閉会いたします。

9時41分 閉会